

外国人のための  
綾部生活ガイドブック  
中国語

为了外国人  
綾部生活指南  
中文



あやべし  
綾部市

綾部国際交流協会  
綾部国际交流协会

項目	ページ	項目	ページ
1 綾部市マップ	5	9 税金	16
2 緊急電話	6	(1) 所得税	
(1) 警察 110		(2) 市民税・府民税	
(2) 消防 119		(3) 軽自動車税	
(3) ガス漏れ		(4) 自動車税	
3 地震・台風に備えて	8	10 公共サービス	17
(1) 地震		(1) 水道	
(2) 台風		(2) 下水道	
4 在留資格	10	(3) 電気	
5 外国人登録	10	(4) ガス	
(1) 登録方法		(5) 電話	
(2) 登録後の注意事項		(6) 公営住宅	
6 婚姻・妊娠・出生などの 届け出	11	(7) ごみの収集と 出し方	
(1) 婚姻届		(8) し尿処理	
(2) 妊娠届		11 保育・学校	21
(3) 出生届		(1) 保育	
(4) 死亡届		(2) 放課後学級	
(5) 居住地変更届		(3) 幼稚園・幼児園	
7 病気・けがをしたとき	13	(4) 日本の学校制度	
(1) 医院・診療所		(5) 義務教育	
(2) 外科・内科ほか複数の 診療科がある病院		(6) 年度・学期・休暇 など	
8 公的医療保険など	13	12 基本的な交通ルール	23
(1) 医療費		(1) 歩行者	
(2) 日本の公的医療保険		(2) 自転車	
(3) 保険証（被保険者証）		(3) 自動車・バイク	
(4) 健康保険が使えない 場合			
(5) 保険料			
(6) 公的年金制度			
(7) 介護保険制度			

項目	頁	項目	頁
1 綾部市地図	5	9 税金	16
2 緊急電話	6	(1) 所得税	
(1) 警察 110		(2) 市民税、府民税	
(2) 消防 119		(3) 轻型汽车税	
(3) 煤气泄漏		(4) 汽车税	
3 防备地震及台风	8	10 公共服务	17
(1) 地震		(1) 自来水	
(2) 台风		(2) 下水道	
4 在留資格	10	(3) 用电	
5 外国人登録	10	(4) 煤气	
(1) 登录方法		(5) 电话	
(2) 登录之后的注意事项		(6) 公营住宅	
6 婚姻、怀孕、出生等登记	11	(7) 垃圾的收集和丢弃 方法	
(1) 婚姻登记		(8) 尿尿处理	
(2) 怀孕登记		11 保育与学校教育	21
(3) 出生登记		(1) 保育	
(4) 死亡登记		(2) 放学后学级	
(5) 住址变更登记		(3) 幼稚園、幼児园	
7 在生病、受伤时	13	(4) 日本の学校制度	
(1) 小医院、诊所		(5) 义务教育	
(2) 大医院（设有外科、内科 及其他的诊疗科的医院）		(6) 年度、学期、休假等	
8 公共医疗保险等	13	12 基本交通规则	23
(1) 医疗费		(1) 行人	
(2) 日本の公共医疗保险		(2) 自行车	
(3) 保险证（被保险者证）		(3) 汽车、摩托车	
(4) 关于不能使用健康保险 的情况			
(5) 保险费			
(6) 社会年金（养老金）制度			
(7) 看护保险制度			

	ページ
<b>13 相談・国際交流の窓口</b> ……………	24
(1) 綾部国際交流協会	
(2) 綾部市日本中国友好協会	
(3) あやべボランティア総合センター	
(4) (財)京都府国際センター	
(5) 京都府綾部総合庁舎	
(6) 入国管理局「外国人在留総合インフォメーションセンター」	
<b>14 便利な情報</b> ……………	26
(1) 国際電話のかけ方	
(2) 郵便	
(3) 町内会・自治会	
(4) 印鑑（はんこ）	
(5) 犬の登録	
(6) 冠婚葬祭	
(7) テレホンガイドなど	
(8) 綾部市街地案内図	

	頁
<b>13 咨询、国际交流窗口</b> ……………	24
(1) 綾部国际交流协会	
(2) 綾部市日本中国友好协会	
(3) 綾部义工综合中心	
(4) (财)京都府国际中心	
(5) 京都府政府綾部综合厅舎	
(6) 入国管理局“外国人在留综合信息中心”	
<b>14 方便的信息</b> ……………	26
(1) 国际电话的打法	
(2) 邮政	
(3) 町内会与自治会	
(4) 印章	
(5) 狗的登记	
(6) 红白事	
(7) 咨询电话等	
(8) 綾部市区指南	

## はじめに

急速に進む国際化の中、綾部市においても在住外国人の数は年々増加しています。綾部国際交流協会では、このたび、在住外国人のための外国語による生活ガイドブックを作成しました。

このガイドブックは緊急時の対応から日常生活におけるルールなど、外国人（特に、日本で生活が短い方）が安全・安心で、快適な暮らしができるよう、これだけは必要と思われることをまとめました。

ガイドブックが綾部市に在住の外国人の方々のお役に立ち、国際理解や交流が深まるきっかけになれば幸いです。

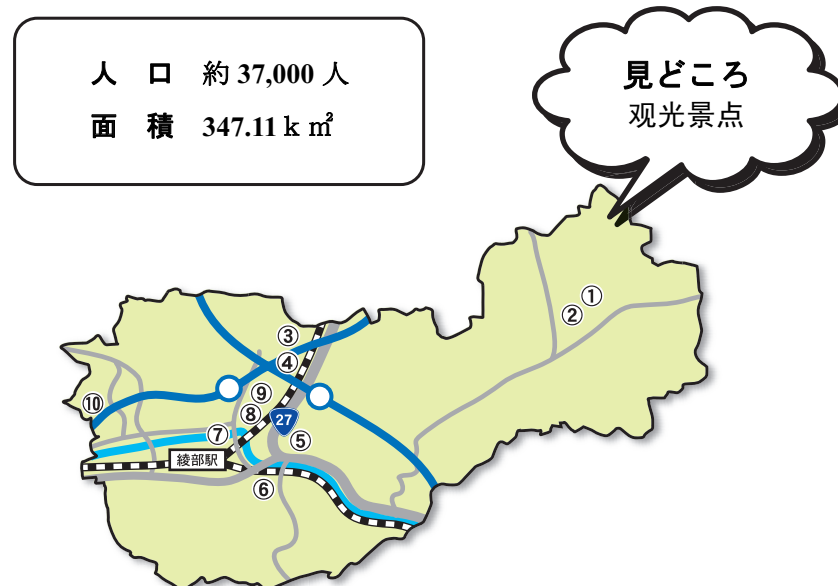
## 前言

在飞速的国际化发展之中，居住在綾部市的外国人数也在逐年增长。为此綾部国際交流協会为在日生活的外国人士编制了这本生活指南。

我们希望能对在住的外国人士提供安全、安心，舒适的生活而总结了从发生紧急情况时的应对到日常生活中的一些规则。

这本生活指南如能对居住在綾部市的各位外国人士有所帮助，以此促进国际理解和加深国际交流，实为荣幸。

## 1 綾部市マップ 綾部市地图



①	こくほう こうみやうじにおうもん 国宝・光明寺二王門	国宝・光明寺二王門
②	あやべおんせん あやべ温泉	綾部温泉
③	わしさとくろたに 和紙の里・黒谷	和紙之郷・黒谷
④	あんこくじ 安国寺	安国寺
⑤	しすいがおかこうえん (へいわとう) 紫水ヶ丘公園 (平和塔)	紫水丘公園 (平和塔)
⑥	おおもと ちようせいいでん 大本・長生殿	大本・長生殿
⑦	ぐんぜはくぶつえん 郡是博物館	郡是博物館
⑧	てんもんかん 天文館・パオ	天文館・包
⑨	しりょうかん 資料館	資料館
⑩	きさいちまるやまこふんこうえん 私市円山古墳公園	私市円山古墳公園

## 2 緊急電話 (いずれも24時間つながります)

交通事故や犯罪は 警察 ☎110へ

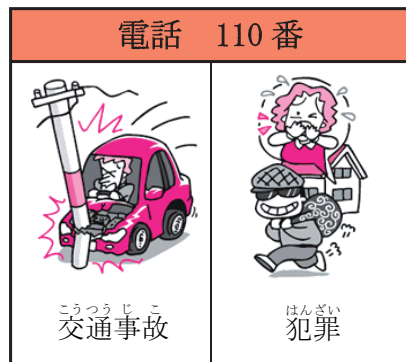
火事や救急は 消防 ☎119へ

携帯電話や公衆電話からも通報できます。

### (1) 警察 ☎110

- ◆ 交通事故のときは「事故です。」
- ◆ 盗難事故のときは「泥棒です。」

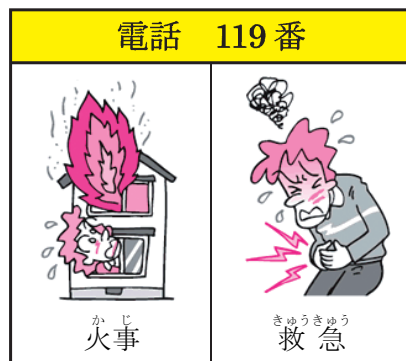
あわてず、はっきりと「いつ、どこで、何がおきたのか」を正確に伝え、あなたの名前と連絡先を教えてください。



### (2) 消防 ☎119

- ◆ 火事ときは、「火事です。」
- ◆ 救急 (急病・大けが) のときは「救急車をおねがいします。」

あわてず、はっきりと、火事の場合は、「火事の状況、場所」を、救急の場合は、「急病・けがの状態、助けが必要な場所」を正確に伝え、あなたの名前と連絡先を教えてください。軽いけがなど自分で病院に行けるときは、救急車を呼ばないようにしてください。他の大けがなどの傷病者に対応できなくなる場合があります。



## 2 紧急电话 (24小时均可拨通)

交通事故、犯罪时拨☎110 即可接通警察署。

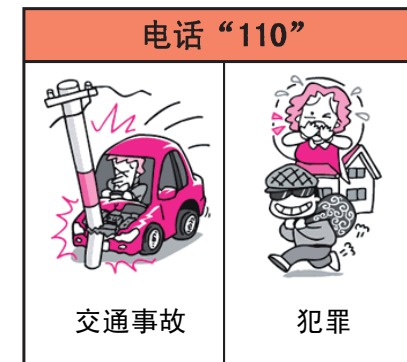
火灾、急救时拨☎119 可接通消防署。

也可以用手机、公共电话均可报警。

### (1) 警察 ☎110

- ◆ 遇到交通事故时，请说明“有事故发生。”  
(jiko deisi 汉语拼音)
- ◆ 遇到被盗等犯罪时，请说明“有小偷。”(dolobo deisi)

请不要惊慌，请清楚、准确地向警察说明“在什么时候、什么地点、发生了什么事情”，并留下你的姓名与联系方法。



### (2) 消防 ☎119

- ◆ 遇到火灾时，请说明“有火灾发生。”(kaji deisi)
- ◆ 遇到急救 (急病、重伤) 时，请说明“要救护车。”  
(kiu kiu xia oneigaishimasi)

请不要惊慌，遇到火灾时，请清楚、准确地说明“火灾的情况、火灾发生的地点”，当需要急救时，请清楚、准确地说明“病情、受伤状态、需要急救的地点”，并留下你的名字与联系方法。

另外，再仅受轻伤等自己可以去医院的情况下，请尽量不要叫救护车。因为这样会影响对其他重伤者的救治。



### (3) ガス漏れ

ガスボンベなどに緊急連絡先が書いてありますので、確認してください。

#### ◆ ガスの臭いがしたとき

ガス栓やメーターガス栓を閉め、火気は絶対に使用しないでください。また、換気扇、電気のスイッチにさわらないで、窓を開けて、すぐにガス販売店に連絡してください。

### (3) 煤气泄漏

在煤气罐筒上面标明着紧急联系方式，请确认。

#### ◆ 当你闻到煤气味时

请关闭煤气栓、煤气表，切勿使用烟火。另外、请不要碰触排气扇、电器的开关，打开窗户，立即联系煤气销售店。

### 3 地震・台風に備えて

#### (1) 地震

日本は非常に地震の多い国なので、日ごろから対策と心構えをしておくことが大切です。

##### ◆ 地震が起きたとき

- ① 倒れやすい家具などから離れ、机やテーブルの下にもぐり、身の安全を確保してください。
- ② あわてて外に飛び出さず、まずはガスやストーブなどの火の元を消してください。
- ③ テレビやラジオ、インターネットなどの正しい情報に従って行動してください。
- ④ 壊れたガラスなどが飛び散っていると危険なので、外へ出るときは必ず、靴を履いて避難してください。
- ⑤ 狭い路地や塀ぎわ、がけや川べりには近寄らないようにしてください。
- ⑥ 避難は徒歩で、持ち物は最小限にしてください。
- ⑦ 指定された避難所に避難してください。

※ 地震は、最初の大きな揺れがおさまっても、しばらく余震の続くことがありますので十分な注意が必要です。あわてず身の安全を確保し、冷静に行動してください。

##### ◆ 日ごろの注意点

- ① タンスなどの上に重い物や壊れやすい物を置かないようにしてください。
- ② 重い家具や倒れやすい家具は、壁に固定してください。
- ③ ガスレンジやストーブなどの火を使う器具のまわりは普段から整理し、燃えやすい物が火の上に落ちたり、倒れたりしないように注意してください。

### 3 防备地震及台风

#### (1) 地震

因为日本是地震多发的国家，所以平时就应该对抗震防灾对策进行了解，并做好这方面的思想准备。

##### ◆ 地震发生时

- ① 远离易倒塌的家具，躲避在桌子下方，确保人身安全。
- ② 请先不要惊慌地冲出门外，首先应关闭煤气和取暖器具。
- ③ 请按电视、广播、因特网等的确切信息行动。
- ④ 如果有破碎的玻璃等散落时会很危险，外出避难时请务必穿好鞋子。
- ⑤ 尽量不要走近狭窄的小路、墙边、悬崖及河岸。
- ⑥ 避难时要徒步行进，因此尽量少携带物品。
- ⑦ 请到指定避难所避难。

※地震时，在最初的晃动平息滞后，也会有余震持续，须充分注意。请不要惊慌，为确保人身安全，行动要保持冷静。

##### ◆ 日常生活中的注意点

- ① 衣柜等的上面最好不要放置重物及易损坏的物品。
- ② 重家具及易倒塌的家具请固定在墙壁上。
- ③ 日常经常整理煤气灶和取暖器等燃火器具周围，并注意避免易燃物品接触火或倾倒在火上。

## (2) 台風

日本では6月から9月ごろに台風が多く、強風や多量の雨で洪水やがけ崩れなどの被害が出ることがあります。

### ◆ 台風への備え

- ① 台風には強風が伴うので、ガラス戸は補強し、雨戸・シャッターなどは閉めてください。
- ② 風で飛ばされそうな物は、あらかじめ家の中に入れておいてください。
- ③ 台風が近づいてきた時には、テレビやラジオ、インターネットなどの気象情報に注意してください。

### ※日ごろの注意点

- ① 飲料水・非常用食料・救急医療品・生活用品・衣類・携帯ラジオ・懐中電灯・ろうそく・ライター・卓上コンロなどを用意しておくことが大切です。
- ② 地区ごとの避難所などについては、綾部市から配布された「綾部市防災ハザードマップ」を参考にしたり、近所の人や市役所☎0773(42)3280に問い合わせたりしてください。
- ③ 災害時における被災地域の安否情報の伝言と確認が「災害用伝言ダイヤル171」や「災害用ブロードバンド伝言板(<https://www.web171.jp>)」でできます。

## (2) 台风

在日本6月至9月左右台风较多，强风及大量的雨水常导致路面滑坡及洪水等的灾害。

### ◆ 台风防备

- ① 台风常伴有强风，因此要加固玻璃门窗，关好滑窗、卷帘门等。
- ② 容易被风吹走的物品要事先放入家中。
- ③ 台风临近时请注意电视、广播、因特网等的气象信息。

### ※日常生活中的注意点

- ① 应预先准备好饮用水、应急食品、急救医疗用品、生活物品、衣物、便携式收音机、手电筒、蜡烛、打火机、小型煤气灶具等。
- ② 有关各地区的避难所等信息请参考綾部市发布的「綾部市防灾危险地图」、或向近邻或市役所☎0773(42)3280进行咨询。
- ③ 遇到灾害的时候，利用「灾害专用留言电话“171”」以及「灾害用宽带留言板(<https://www.web171.jp>)」可以传达和确认受灾地区平安与否。



## 4 在留資格

外国の人が日本に滞在するには在留資格が必要です。入国の目的によって在留資格と在留期間が決まります。パスポートに在留資格の種類と在留期限の記載がありますので、確認してください。在留期間を1日でも過ぎると「不法残留（オーバーステイ）」となり、退去強制されると原則として5年間は日本への入国が認められません。

### ◆ 再入国許可

短期滞在の人（観光、商談、親族・知人訪問など、就労以外の目的で短期間日本に入国している人）以外の在留資格を持つ人が、一時的に出国して再び日本に入国する時に必要な手続で、再入国許可を受けずに日本を出国すると、今持っている在留資格は失われます。出国前に必ず再入国許可を受けてください。

大阪入国管理局舞鶴港出張所： ☎0773(75)1149、FAX 0773(75)7142  
〒624-0946 京都府舞鶴市字下福井 901 舞鶴港湾合同庁舎

## 5 外国人登録

日本に90日以上住む場合は、必ず外国人登録をしてください。外国人登録証明書は身分を証明するためのもので、日本の法律では、いつも携帯していなければならないことになっています。

### (1) 登録方法

- ① 登録期限：入国から90日以内
- ② 申請先：市役所 ☎0773(42)3280 市民・国保課
- ③ 手続きの方法：窓口にある外国人登録申請書に必要事項を記入し、パスポート、写真2枚（4.5cm×3.5cm 上半身、正面、無帽、カラー・白黒どちらでもよい）を添えて提出
- ④ 交付：申請から約3週間後に窓口で交付されます

### (2) 登録後の注意事項

- ① 住所など、登録事項に変更があった場合は、14日以内に変更登録の申請をしてください。
- ② 証明書を紛失したときは、まず警察に届け、14日以内に市役所にも届け出てください。再交付には外国人登録証明書交付申請書、パスポート、写真2枚が必要です。

## 4 在留資格

外国人居留日本时必须要有在留资格。您的在留资格与在留期限将根据您的在留目的而决定。在您的护照上记载有在留资格的种类和在留期限，请进行确认。在留期限即便只超过1天也将构成“非法逗留”，被强制遣返回国时原则上在5年内禁止其日本国的再次入境。

### ◆ 再入境许可

持有短期逗留（观光、商务及探亲访友等，以劳动就业以外的目的短期入境日本）之外的在留资格者，如未办理一时出入境时所须手续而出国的话，则会丧失现在持有的在留资格。在出境前请务必申请并获取再入境许可。

大阪入国管理局舞鶴港办事处： ☎0773(75)1149、传真 0773(75)7142  
〒624-0946 京都府舞鶴市字下福井 901 舞鶴港湾合同庁舎

## 5 外国人登録

在日本逗留90天以上者，必须要进行外国人登录。外国人登录证是为证明身份的证件，按日本法律、规定外国人登录证必须要随身携带。

### (1) 登录方法

- ① 登录期限：入境后90天以内
- ② 登录处：市役所 ☎0773(42)3280 市民・国保課
- ③ 办理手续方法：填写好放置在窗口处的外国人登录申请表中的必要事项、连同护照、照片2张（4.5cm×3.5cm，正面脱帽半身，黑白彩色均可）一并提交。
- ④ 领证：自申请日起约3个星期后到窗口领取。

### (2) 登录之后的注意事项

- ① 当住址以及其他记载有所变更时，请在变更后14天以内进行变更登录手续。
- ② 当登录证遗失时，首先要向警察报失，然后须在14天以内到市役所报失。重新办证需要“外国人登录证明书交付申请书”、护照及2张照片。

## 6 婚姻・妊娠・出生などの届け出

### (1) 婚姻届

結婚成立の要件は国によってさまざまです。国際結婚の場合、各当事者の本国法によって定められる要件を満たしている必要があります。

日本国内で結婚を法的に成立させるためには、市役所 ☎0773(42)3280 市民・国保課に婚姻届を提出し、審査のうえ受理されることが必要です。

また、本国にも婚姻の届け出をしてください。手続の方法などは、在日大使館または領事館に確認してください。

### (2) 妊娠届

妊娠したときは、医師が作成する妊娠届書を市役所保健推進課（保健福祉センター内）☎0773(42)0111 に提出すると、「母子健康手帳」がもらえます。その時に妊婦健診などの情報を得ることができます。

### (3) 出生届

子どもが生まれたときは、子どもの国籍に関係なく、生まれた日から14日以内に市役所市民・国保課に出生届を提出しなければなりません。

なお、日本で子どもが生まれたら、本国にも届け出をしてください。手続の方法などは、在日大使館または領事館に確認してください。出生届受理証明書が必要な場合、市役所市民・国保課で受け取ってください。

子どもが日本以外の国籍も取得する場合は、日本への出生届を提出するときに「国籍留保」の届出を提出します。日本の法律では日本国籍と外国籍の二つの国籍を持つこと（二重国籍）は認められませんので、22歳に達するまでにどちらか一方の国籍を選択する必要があります。

子ども（日本国籍を持たない場合）が生まれてから60日以上日本に滞在する場合は出生後30日以内に大阪入国管理局舞鶴港出張所 ☎0773(75)1149で在留資格を取る必要があります、出生後60日以内に市役所市民・国保課で外国人登録をする必要があります。

## 6 婚姻、怀孕、出生等登记

### (1) 婚姻登记

婚姻成立的条件各国有所不同。在涉及国际婚姻时，各当事人必须要符合各自国家法律所规定的条件。

在日本国内，为使婚姻得到法律上的认可，须向市役所 ☎0773(42)3280 市民・国保課提出婚姻申请，经审查后予以受理。

另外，也请向其本国申请办理婚姻登记。手续办理方法等请向所在国的在日大使馆、领事馆确认。

### (2) 怀孕登记

如果怀孕了的话，向市役所保健推進課（保健福祉センター内）☎0773(42)0111 提出由医生所开的“妊娠届”（怀孕证明），即可领取“母子健康手帳（手册）”。同时会得到与孕妇的健康检查等相关的信息。

### (3) 出生登记

当孩子在日本出生时，与国籍无关，在出生后14天内必须要向市役所市民・国保課申请办理出生登记。

孩子在日本出生后，也请向本国申请办理出生登记手续。具体手续方法等请向在日大使馆或领事馆确认。另外，如需要“出生届受理证明”（出生申报已获得受理的证明资料）时请到市役所市民・国保課申请领取。

孩子要获取除日本之外的国籍时，在向日本申请办理出生登记时，请提交“国籍留保”（保留国籍）申请。因日本的法律不承认持有日本国籍和外国国籍的双重国籍，在满22岁之前必须要对其中一方的国籍做出选择。

孩子出生后（非日本国籍时）在日本逗留60天以上时，必须要要在出生后30天以内到大阪入国管理局舞鶴港出張所 ☎0773(75)1149 申请办理在留资格。出生后60天内必须要要在市役所市民・国保課进行外国人登录。

#### (4) 死亡届

死亡した場合、遺族は7日以内に市役所☎0773(42)3280 市民・国保課に死亡届を提出しなければなりません。死亡届は医師の作成する死亡診断書と一緒に提出します。

また、亡くなった人が外国人の場合、本国にも届け出をしてください。手続の方法などは、在日大使館または領事館に確認してください。

外国人登録証明書は14日以内に市役所市民・国保課に返納しなければなりません。

夫や妻を亡くした人で、永住権を持っておらず、日本人・永住者(特別永住者を含む)の配偶者等として在留を認められている人などは、在留期間を更新できません。日本に住み続けたいときは大阪入国管理局舞鶴港出張所☎0773(75)1149 に相談してください。

#### (5) 居住地変更届

新しい居住地に移転した日から14日以内に、新しい居住地の市役所または町村役場(綾部市では市役所市民・国保課)に届け出をしなければなりません。

郵便局に転居届を出しておく、郵便物を転送してもらえます(1年間)。

#### (4) 死亡登记

死亡时, 死者亲属在7天内必须要向市役所☎0773(42)3280 市民・国保課提出死亡申报。申报时, 必须连同由医生所开的死亡诊断书一起提交。

此外, 在日居住的外国人死亡时, 也需在死者的本国办理手续。办理手续的方法等, 请咨询在日大使馆、领事馆。

死亡者的外国人登录证必须要死亡后14天内交还市役所市民・国保課。

丧失配偶者时, 无永住权在留资格, 持有日本人、永住者(包括特别永住者在内)的配偶者等的在留资格者等, 将不能进行在留期限的更新。如希望继续在日本居住时, 请向大阪入国管理局舞鹤港出張所☎0773(75)1149 咨询。

#### (5) 住址变更登记

迁往新居住地日起14天内必须要向新居住地的市役所或町村役所(在綾部市向市役所市民・国保課)提出申报。

如迁居前事先向邮政局提出迁居申报的话, 邮寄物将会被转送到新住所(1年)。

## 7 病気・けがをしたとき

受付・診療時間は、病院によって異なりますので、病院へ直接お問い合わせください。必ず保険証（8-（3）参照）を病院の窓口で見せてください。

### (1) 医院・診療所

受診できるのは、一般的には月曜日から金曜日までと、土曜日の午前中です。

かぜ、おなかが痛いなど軽い症状のときに自宅近くですぐに診てもらえることができる医院・診療所をさがしておく便利です。

### (2) 外科・内科ほか複数の診療科がある病院

※綾部市立病院 ☎0773(43)0123 綾部市青野町大塚 20-1

※京都協立病院 ☎0773(42)0440 綾部市高津町三反田 1

綾部ルネス病院 ☎0773(42)8601 綾部市大島町二反田 7-16

※印の病院は夜間や休日の救急対応もします。

## 8 公的医療保険など

### (1) 医療費

医療保険に加入しないで医療機関にかかる場合、医療費はすべて自己負担となり、かなり高額になります。

難病、高齢者、乳幼児、障害者、ひとり親家庭などの医療費については、医療費の援助があります。ただし、所得による制限があります。

### (2) 日本の公的医療保険

日本では、公的医療保険への加入が義務づけられています。

公的医療保険には、①国民健康保険（自営業など・短期滞在はのぞく）と②健康保険（会社や事業所で働く場合）があります。75歳以上の人は③後期高齢者（長寿）医療制度に加入します。

民間の保険に入っている場合、公的医療保険に入らなければなりません。公的医療保険に加入すると、保険料を支払う必要がありますが、病気やけがのとき、一般的に、医療費の30%を払うだけで済みます。また、出産したときには出産一時金が支払われ、自己負担額が一定額以上になったときには払い戻しがあります。

## 7 在生病、受伤時

各医院、诊所の挂号及就诊时间不尽相同，请直接向医院、诊所确认。在接受医师诊疗时，请务必在医院的柜台出示保险证（请参看8-（3））。

### (1) 小医院、诊所

可以就诊的时间一般是在星期一到星期五及星期六的上午时段。

如果在您家附近找一家小医院的话，感冒及肚子疼等轻微症状时就诊会很方便。

### (2) 大医院（设有外科、内科及其他的诊疗科的医院）

※綾部市立医院 ☎0773(43)0123 綾部市青野町大塚 20-1

※京都協立医院 ☎0773(42)0440 綾部市高津町三反田 1

綾部 Renaissance 医院 ☎0773(42)8601 綾部市大島町二反田 7-16

有※符号的医院在夜间、节假日时也进行急诊。

## 8 公共医疗保险等

### (1) 医疗费

没加入医疗保险而在医疗机关接受治疗时，医疗费都要自费而且相当高额。

有关难治疾病、老年人、乳幼儿、残疾人、无父或无母的家庭等的医疗费，有公共医疗费赞助。但根据收入，有一定的限度。

### (2) 日本的公共医疗保险

在日本全国国民都有义务要加入公共医疗保险。

公共医疗保险有三种：①国民健康保险（个体经营者等。在留资格为“短期逗留”者除外）②健康保险（在公司或事业所工作的职员）③后期高龄者（长寿）医疗制度（75岁以上的人）。

即便您已加入民间的保险，也必须加入公共医疗保险。加入了公共医疗保险，就需要支付保险费。可是，如果患病或受伤时一般只需要支付医疗费费的30%。另外，生孩子时可以得到生育临时补助，在自己负担金额超过规定金额时，会有一部分费用的退还。

### (3) 保険証（被保険者証）

保険に加入すると保険証が交付されます。保険証は被保険者であることを証明するものですから、大切に扱ってください。

### (4) 健康保険が使えない場合

正常な妊娠・出産、経済上の理由による妊娠中絶、健康診断、予防接種、美容整形、歯列矯正、仕事上のけがや事故（労災保険優先）、鍼・灸・マッサージ（医師が必要と認めた場合を除く）、保険外診療の治療など。

### (5) 保険料

保険料は所得や家族の人数などをもとにして計算されます。

保険を何度利用しても保険料は変わりません。

国民健康保険の場合、1年分の保険料は10回に分けて、6月から翌年3月まで毎月支払わなければなりません。

健康保険の場合は、給料から引かれます。詳しいことは勤務先にお問い合わせください。

後期高齢者（長寿）医療制度の場合は、原則として年金から引かれます。

※国民健康保険および、後期高齢者（長寿）医療制度について詳しいことは、市役所 ☎0773(42)3280 市民・国保課へ。

### (6) 公的年金制度

会社や事業所で働く場合、日本人と同じく外国人も厚生年金保険に加入する必要があります。また、会社や事業所で働いていない人は国民年金保険に加入する必要があります。

年金保険に加入することにより、老齢、障害、死亡などの場合に年金や一時金が支給されます。

また、日本で年金保険に加入していた外国人は、出国後2年以内に請求手続きをすることにより脱退一時金が受けられる場合があります。

詳しいことは市役所 ☎0773(42)3280 市民・国保課または舞鶴年金事務所業務課 ☎0773(76)8826 へ。

### (3) 保险证（被保险者证）

一旦加入保险，您即可领取保险证。本证是证明被保险者的凭证，因此请务必妥善保管。

### (4) 关于不能使用健康保险的情况

正常的怀孕·出生、由于经济上的缘由而做的人工流产、健康检查、预防注射、美容手术、牙齿矫正、工作上的受伤或事故（劳灾保险优先）、针灸、按摩（医生认为必要时会成为保险对象）、保险适用范围以外的诊疗等等。

### (5) 保险费

保险费根据收入和家庭人数等计算。

保险费不会因保险的使用次数而发生变化。

国民健康保险：1年的保险费分10次支付，从6月到次年3月须按月支付。

健康保险：保险费从工资中直接扣除。详情请向工作单位咨询。

后期高齢者（长寿）医疗制度：原则上保险费从年金中直接扣除。

※关于国民健康保险及后期高齢者（长寿）医疗制度，详情请向市役所 ☎0773(42)3280 市民·国保课咨询。

### (6) 社会年金（养老金）制度

在公司或事业所工作的职员，即便是外国人将与日本人同样也必须加入厚生年金（福利养老金）保险制度。不在公司或事业所工作的人必须要加入国民年金（国民养老金）。

加入年金保险制度，在年老、成为障碍者或死亡时均可领取年金或一次性补助费。

另外，在日本已加入年金保险的外国人，在离开日本2年以内通过进行支付要求手续，根据情况有可能领取到退保时的一次性保险金。

详情请向市役所 ☎0773(42)3280 市民·国保课或舞鹤年金事务所业务课 ☎0773(76)8826 咨询。

### (7) 介護保険制度

介護保険は加齢や病気によって介護が必要となった時に、状態に応じて介護サービスを受ける社会保障制度です。40歳以上の人で、外国人登録を行って、1年以上滞在する場合、加入が義務付けられており、保険料を支払うことになっています。

詳しいことは、市役所☎0773(42)3280 高齢者介護課へ。

※保険や年金などの制度は変わることがあるので、ご注意ください。

### (7) 看护保险制度

看护保险是一项由于高龄或生病需要看护时，根据状况接受看护服务的社会保障制度。40岁以上的人，若已进行外国人登录并居住1年以上者，则有义务加入该保险并须支付保险费。

详情请向市役所☎0773(42)3280 高龄者看护课咨询。

※由于保险、年金等制度有时会变更，因此请注意。



## 9 税金

税金は住民の暮らしを豊かにし、住みよいまちづくりをしていくために使われます。1年以上日本に住んでいる人は、外国人であっても一定の所得があれば、日本人と同じように税金を納める義務があります。

### (1) 所得税

所得税は、その年の1月1日から12月31日までに得たすべての所得に課せられる税金で、翌年の2月16日から3月15日の間に確定申告をしなければなりません。

会社などで給料を受けている人は、会社が毎月、自動的に給料から所得税を差し引いて（源泉徴収）いますから、確定申告をする必要はありません。

詳しいことは福知山税務署 ☎0773(22)3121（音声案内）へ。

給与の合計金額や源泉徴収された所得税額などが記載されたものを源泉徴収票といい、翌年の1月ごろ会社から直接渡されます。

源泉徴収票は、給与所得などを証明するとても重要な書類で、在留資格の更新手続きなどのときに必要な書類です。大切に保管してください。

### (2) 市民税・府民税

1月1日現在の住所地で、前年の所得に基づいて市民税・府民税がかかります。詳しいことは、市役所 ☎0773(42)3280 税務課へ。

### (3) 軽自動車税

軽自動車税は毎年4月1日現在、原動機付自転車や軽自動車などを持っている人にかかる税金です。納税通知書が届いたら、納付期限までに納めます。持ち主や住所が変わったら、すぐに市役所税務課へ。

### (4) 自動車税

自動車税は毎年4月1日現在、自動車を持っている人にかかる税金です。納税通知書が届いたら、納付期限までに納めます。持ち主や住所が変わったら、すぐに住所地を所管する事務所（納税通知書に記載）へ。

## 9 税金

税金是为了丰富居民的生活，建设一个适宜居住的城市而使用。在日本居住1年以上者，即使是外国人，如有一定的收入将与日本人同样也具有纳税的义务。

### (1) 所得税

所得税是指对从每年的1月1日至12月31日期间的所有收入进行征收的税金，在下一年的2月16日至3月15日期间必须要进行“确定申报”。

对于从公司等领取工资者，因为公司每个月会自动从工资中扣除（源泉征收），所以不需要办理“确定申报”。

详情请向福知山税務署 ☎0773(22)3121 咨询（人工服务）。

“源泉征收票”是指在记载了工资总额和被源泉征收的所得税总额的票据。在下一年的1月份左右工作单位将直接发给您。

“源泉征收票”是证明收入等极其重要的资料。该资料在办理在留资格更新手续等时需要提出，请务必妥善保管好。

### (2) 市民税、府民税

在1月1日时的居住地处，须缴纳根据前一年的收入所规定的市民税・府民税。详情请向市役所 ☎0773(42)3280 税務課咨询。

### (3) 轻型汽车税

轻型汽车税是指每年4月1日时，电动自行车（带发动机的）、小型汽车等持有者所需缴纳的税金。当收到纳税通知书时，请在缴纳期限之内进行缴纳。如机动车持有人、居住地变更时，请立即向市役所税務課申报。

### (4) 汽车税

汽车税是指每年4月1日时，汽车持有者所需缴纳的税金。当收到纳税通知书后，请在缴纳期限之内进行缴纳。如机动车持有人、居住地变更时，请立即与所在管辖处联络（往纳税通知书上记载）。

## 10 公共サービス

### (1) 水道

水道の水はそのまま飲めるよう安全に管理されています。

水道を新たに使用するとき、または使用を中止するときは市役所上水道課 ☎0773(42)1815 に連絡してください。

水道料金は使用量に応じて、2か月に1回請求されます。

### (2) 下水道

市が管理している下水道（水洗化）施設が設置されている所では使用料を納める必要があります。使用料は、施設の種類によって異なり、上水道などの使用量や人数に基づいて計算されます。

詳しいことは、市役所 ☎0773(42)3280 下水道課へ。

### (3) 電気

関西電力株式会社福知山営業所 ☎0773(22)3101 へお申し込みください。

### (4) ガス

綾部市ではL Pガス（プロパンガス）が使用されています。ガスの販売店へお申し込みください。

### (5) 電話

自宅の電話はN T T西日本京都支店（京都市内）へお申し込みください。

#### ◆ 日本語ができない場合

N T T西日本インフォメーションセンター ☎(0120)364463

URL [http://www.ntt-west.co.jp/index\\_e2.html](http://www.ntt-west.co.jp/index_e2.html)

#### ◆ 日本語ができる場合

☎116 URL <http://www.ntt-west.co.jp/index.html>

#### ◆ 携帯電話から申し込む場合

☎080(0200)0116

※申し込みに必要なもの

外国人登録証明書、電話加入の施設設置負担金など。

携帯電話は専門の販売店で購入できます。

## 10 公共服务

### (1) 自来水

在安全地管理下，自来水是可以直接饮用的。

开始使用自来水时或中止使用时，请与市役所上水道课 ☎0773(42)1815 联系。

自来水费根据使用量两个月支付一次。

### (2) 下水道

由市管理并安置有下水道（冲水化）设备的地方，必须要缴纳使用费。使用费根据设备的种类以及自来水的使用量和使用人数为基准而算出。

详情请向市役所 ☎0773(42)3280 下水道课咨询。

### (3) 用电

请向关西电力株式会社 ☎0773(22)3101 申请加入。

### (4) 煤气

綾部市使用的是L P煤气（液化气）。请向煤气贩卖店申请。

### (5) 电话

家庭电话请向N T T西日本京都支店（京都市内）申请。

#### ◆ 不懂日语时

N T T西日本信息中心 ☎(0120)364463

U R L [http://www.ntt-west.co.jp/index\\_e2.html](http://www.ntt-west.co.jp/index_e2.html)

#### ◆ 能用日语时

☎116 U R L <http://www.ntt-west.co.jp/index.html>

#### ◆ 利用手机申请时

☎080(0200)0116

※申请时须准备的

外国人登录证、安装电话时所需支付的设备安置费用等。

手机可在手提电话贩卖专卖店购买到。



※水道、下水道、電気、ガス、電話の料金支払は、金融機関で手続きをすると、口座引き落としが利用できます。

#### (6) 公営住宅

綾部市には、市や京都府が管理する公営住宅があります。入居者募集は、毎年空き家の状況に応じて一定時期に行い、その都度、広報紙などで知らされます。入居申し込みは、公営住宅法や市の条例に定められた入居資格を備えている人に限り、申込者の中から入居者が決定されます。詳しいことは、市役所☎0773(42)3280 まちづくり推進課へ。

※自来水、下水道、電、煤气、電話费用的付款方式也可通过在金融机关办理手续后从银行帐号自动拨款支付。

#### (6) 公営住宅

綾部市有由市和京都府管理的公营住宅。入住者的招募根据每年的空房状况在一定期间进行，详情可通过广报杂志等了解到。入住申请只限符合公营住宅和市条例规定的入住资格的人，并在申请者中决定入住者。详情请向市役所☎0773(42)3280 城区规划推进课咨询。

## (7) ごみの収集と出し方

綾部市では地域、あるいはごみの種類によって、収集日が異なります。市役所配布の「ごみ収集日程表」と「守ろうごみマナー」に従ってください。

ごみは分別し、収集日の午前7時から8時までの間に、決められた集積所に出してください。

燃やして処理するごみと燃やさないで処理するごみを入れる袋はそれぞれ指定されており、市内のスーパーマーケットなどで販売されています。

### ◆ 燃やして処理するごみ

生ごみ、紙類、プラスチックなどの燃やして処理するごみは、週2回、決められた曜日の朝、綾部市指定のごみ袋（黄色）に入れ、袋の口をしっかり結んで出してください。

収集日が祝日の場合も収集されます。年末12月29日から年始1月3日までは、平常の収集は休みです。ただし、年末は特別収集が行われます。

### ◆ 燃やさないで処理するごみ

陶器、ガラス、くつ、金物類などの燃やさないで処理するごみは、月1回、決められた日の朝、綾部市指定のごみ袋（白色）に入れて出してください。

袋の口をしっかり結んでください。また、刃物や割れたガラスなどの危険なごみは箱に入れるか紙で包んで袋に入れ、袋に赤マジックで「ガラスあり」などと書いて出してください。

## (7) 垃圾的收集和丢弃方法

綾部市根据地区和垃圾的种类，收集日有所不同。请按照市役所发行的“垃圾收集日程表”和“遵守垃圾规则”扔垃圾。

垃圾分类后，请在收集日的上午7点到8点的时间段，扔放在指定的垃圾堆放处。

可燃处理垃圾和不可燃处理垃圾按规定须使用专用的垃圾袋儿。垃圾袋儿在市内超市等处有贩卖。

### ◆ 可燃处理垃圾

生鲜垃圾、纸类、塑料等可燃处理垃圾一星期收集二次，在指定星期的早晨，装入綾部市规定的垃圾袋儿（黄色）后扎紧袋口扔到垃圾堆放处。

垃圾收集日即便是节假日也会被收集的。年末12月29日到1月3日期间停止通常的收集，但进行年末特别收集。

### ◆ 不可燃处理垃圾

陶器、玻璃、鞋、金属类等不可燃处理垃圾一个月一次，指定日的早晨，装入綾部市指定的垃圾袋儿（白色）扔到指定处。

袋口要扎紧。还有、锐器（刀等）和碎玻璃等危险的垃圾须装入箱子里或用纸包好后装入垃圾袋儿，并用红色油性笔在袋子上写上“ガラスあり（有玻璃）”等后扔到指定处。

#### ◆ 資源ごみ・有害ごみ

飲料缶、食用・化粧品用ビン、ペットボトル、食品用の白いトレイなどの資源ごみと有害ごみは、月1回、決められた日の朝、分別して出してください。

有害ごみに指定されているのは、カセット式ガスボンベ、スプレー缶、蛍光灯、乾電池、使い捨てライターです。ガスボンベやスプレー缶は必ず穴を開けて、中のガスを抜いてから出してください。

#### ◆ 粗大ごみ

おおむね40cm以上あるものは、粗大ごみになります。

各地区年4回の戸別収集か、クリーンセンターへ直接持ち込んでください（いずれも有料です）。集積所には出せませんのでご注意ください。

戸別収集の場合は、決められた収集日の前日の午後5時までに、クリーンセンターへ電話で申し込んでください。

#### ◆ 衣類収集

衣類は、中身が確認できる袋に入れ、雨などにぬれないように口を結んで、月1回、決められた日の朝、燃やさないで処理するごみの集積所に出してください。

※ごみについて詳しいことは、綾部市クリーンセンター ☎0773(42)1489 へ。

#### (8) し尿処理

綾部市では地域によって、くみ取りが月1回行われています。

くみ取りを希望する人は事前に登録が必要です。

決められた日の朝、くみ取券とバケツ一杯の水の準備が必要です。くみ取り券は事前に市役所、または自治会などで購入してください。

転居、転出、世帯主が変わったときは、変更届が必要です。詳しいことは衛生公苑 ☎0773(42)1500 へ。

#### ◆ 資源垃圾、有害垃圾

飲料罐、食用・化粧品用的瓶子、塑料瓶、食品用泡沫托盘等资源垃圾和有害垃圾一个月一次，指定日的早晨，分类后扔出。

指定的有害垃圾是指家庭用盒式煤气罐、喷枪、荧光灯、干电池、一次性打火机。家庭用盒式煤气罐和喷枪须打孔，将其里面的瓦斯放出后放到指定处。

#### ◆ 粗大垃圾

大体在40cm以上的物体称之为粗大垃圾。

各地区一年四次进行户别收集或是请您直接拿到环保清洁中心。（均是收费的）。请注意不可拿到垃圾堆放处。

户别收集利用时，请在希望收集日期的前一天下午5点之前往绿化环保中心电话预约。

#### ◆ 衣物类收集

衣物类要放入可以看见里面东西的袋子里，为防被雨雪淋湿要把袋口扎紧，一个月一次在指定日期的早晨扔到不可燃处理垃圾堆放处。

※关于垃圾处理详情请向綾部市环保清洁中心 ☎0773(42)1489 咨询。

#### (8) 屎尿处理

在綾部市按照地区每月进行一次掏粪。

希望要求掏粪的人须事先登录。

指定日期的早晨需准备掏粪券和一桶水。掏粪券请事先在市役所或自治会等处购买。

迁居、搬迁、户主发生变更时，需要变更申请。详情请向卫生公苑 ☎0773(42)1500 咨询。

## 11 保育・学校

### (1) 保育

保育所（園）は、小学校入学前の児童で、保護者が仕事や病気などの理由で、昼間子どもの世話をすることができない場合預けることができます。

### (2) 放課後学級

保護者が仕事のため昼間家庭にいない子どもたちが、放課後や学校休業中に安心して生活できる場所です。小学校1～4年生の児童が対象です。実施していない校区もあります。詳しいことは小学校、または綾部市教育委員会 ☎0773(42)3280 へ。

### (3) 幼稚園・幼児園

綾部市には幼稚園と、幼児園があります。

幼稚園は5歳から入園できますが、4歳から入園できる幼稚園もあります。

幼児園は保育所（園）での保育と幼稚園で受ける教育を一体的に受けられる施設です。

### (4) 日本の学校制度

日本の学校制度は小学校が6年間、中学校が3年間、高等学校が3年間、大学が4年間（短期大学は2年間）を基本としています。

高等学校、短期大学と大学は、原則として希望者が入学試験を受けて入学します。

中学校や高校の卒業者をおもな対象として、職業に必要な技術や知識を教える専修学校や各種学校があります。障害者のために養護教育を行う学校もあります。

### (5) 義務教育

日本では、6～15歳の子どもは義務教育として、小・中学校で学ばなければなりません。日本に住んでいる6～15歳の外国籍の子どもは、国籍を問わず、本人が望めば日本人と同等の負担で地域の小学校や中学校への入学や編入ができます。子どもの将来のことを考え、積極的に入学や編入を行ってください。

## 11 保育与学校教育

### (1) 保育

保育园(所)的入园对象为小学入学前儿童。监护人(双亲等)因工作或疾病等原因，无法在白天照看的状况下可以送入保育园。

### (2) 放学后学级

对于由于监护人(双亲等) 工作白天不在家的孩子们，这里时在放学后和学校放假期间可以安心生活的场所。对象为小学1～4年级的儿童。也有没有实施放学后学级的学校地区。详情请向小学或綾部市教育委员会 ☎0773(42)3280 咨询。

### (3) 幼稚园、幼儿园

在綾部市有幼稚园和幼儿园。幼稚园有5岁入园的也有4岁入园的。

幼儿园是在保育园的保育和在幼稚园的教育都可以接受的设施。

### (4) 日本的学校制度

日本的学校制度基本为小学6年、中学3年、高中3年、大学4年（短期大学为2年）。

高中、短期大学、大学原则上须志愿者通过入学考试才可以入学。

有以中学或高中毕业的人为主要对象，教授工作上所需技能和知识的专修学校和各种学校。也有为残疾·障碍人提供保健教育的学校。

### (5) 义务教育

在日本6～15岁的儿童必须要在小学和中学接受义务教育。在日本居住的外国籍的6～15岁的儿童不问国籍，只要本人愿意支付与日本人同样的费用便可以编入小学和中学。为了孩子的将来考虑请您积极办理入学及编入手续。

#### (6) 年度・学期・休暇など

日本の学校の1年の授業は、4月に始まり翌年の3月に終わります。

1年は3つの学期に分かれています。1学期は4月から7月、2学期は9月から12月、3学期は1月から3月までです。それぞれの学期の間には、約40日の夏休みと2週間程度の冬休み、春休みがあります。月曜日から金曜日まで授業があり、土曜日と日曜日、祝日は休みです。授業の時間は学校や学年によって異なります。

小・中学校の教科書は文部科学省の検定を受けたもので、無料です。

綾部市の小学校では昼食として、給食（有料）がありますが、中学校ではあるところとないところがあります。

※保育所（園）と幼稚園については、市役所☎0773(42)3280 民生児童課へ、幼稚園・学校については、教育委員会学校教育課へ。

#### (6) 年度、学期、休暇等

日本学校1年の授業は4月开始第二年的3月份结束。

1年分三个学期。第一学期4月～7月、第二学期9月～12月、第三学期1月～3月。在各学期期间分别有约40天的暑假和2周左右的寒假、春假。星期一到星期五上课，星期六、星期天和节日（政府规定的）放假。上课的时间各学校学年有所不同。

小学和中学使用的是经过文部科学省（国家教育委员会）审核的教科书，免费的。

綾部市的小学中午提供午饭（收费的），在中学有提供的也有不提供的。

※与保育园（所）和幼儿园相关的内容，请向市役所☎0773(42)3280 民生儿童课咨询。

与幼稚园、学校相关的内容，请向市役所☎0773(42)3280 教育委员会学校教育课咨询。

## 12 基本的な交通ルール

### (1) 歩行者

- ① 歩行者は歩道を通行します。歩道のない道路は道路の右側を通行します。
- ② 交通信号を守らなければなりません。

### (2) 自転車

- ① 車道の左側を通行します。
- ② 交通信号を守らなければなりません。
- ③ 二人乗り、傘さし運転、飲酒運転は禁止です。
- ④ 夜間はライトをつけなければなりません。
- ⑤ 停めておく時は、鍵をかけてください。

### (3) 自動車・バイク

- ① 運転免許が必要です。
- ② 交通法規を守らなければなりません。
- ③ 車道の左側を通行します。
- ④ バイクはヘルメットを着用、自動車は全員シートベルトを着用、6歳未満の子供はチャイルドシートを使用しなければなりません。
- ⑤ 運転中、携帯電話を使用してはいけません。
- ⑥ 飲酒運転は厳しく罰せられます。

## 12 基本交通规则

### (1) 行人

- ① 行人要走人行道。没有人行道时右侧通行。
- ② 必须要遵守交通信号。

### (2) 自行车

- ① 车道的左侧通行。
- ② 必须要遵守交通信号。
- ③ 禁止两人骑，打伞骑车，饮酒驾驶。
- ④ 夜间骑车时必须要开车灯。
- ⑤ 停车时请将车上锁。

### (3) 汽车、摩托车

- ① 必须要持有驾驶执照。
- ② 必须要遵守交通规则。
- ③ 车道的左侧通行。
- ④ 摩托车驾驶时须带安全帽，开汽车时所有的人都必须要系安全带。  
5岁以下的儿童必须要使用其专用的座椅。
- ⑤ 驾驶时禁止使用手机电话。
- ⑥ 酒后驾驶将受到严重处罚。

### 13 相談・国際交流の窓口

生活習慣や文化の違いから日常生活の中で、いろいろな悩みや不安なことがあることと思います。外国の人が円滑に暮らせるための窓口があります。

#### (1) 綾部国際交流協会

綾部市やその近辺に住んでいる外国人（外国出身者）と交流し、国際理解を深め、日本語学習の手伝い、生活の相談及び親睦を図る行事（日本文化の紹介、料理、スポーツ、小旅行など）を行っています。

#### (2) 綾部市日本中国友好協会

綾部市民と中国人民の相互理解と友好関係を発展させ、世界の平和と繁栄に貢献することを目的とし、そのために幅広い活動を行っています。

※市役所☎0773(42)3280 企画広報課へ問い合わせると各協会へ連絡してもらえます。

#### (3) あやべボランティア総合センター

綾部市内のボランティア活動の総合窓口です。

ボランティア活動の紹介や相談などを行っています。ボランティアとして登録するとミーティングルームやパソコン、印刷機材などが利用できます。詳しいことは☎0773(40)1388 FAX 0773(40)1389へ。

### 13 咨询、国际交流窗口

由于生活习惯与文化背景的不同，在日常生活中一定会遇到各种各样的烦恼和困难。这是为使外国人士能够过上圆满生活而设定的咨询窗口。

#### (1) 綾部国际交流协会

通过与在綾部以及周边地区居住的外国人士（外国籍贯的人）的交流，以此加深对国际化的理解，并进行日语学习辅导，生活咨询和筹划一些友好交流活动。（日本文化的介绍、料理、体育运动、小型旅行等）

#### (2) 綾部市日本中国友好协会

促进綾部市民和中国人民的相互理解与友好关系的发展，为世界和平与繁荣作贡献的目标，进行着广泛的活动。

※市役所企划广报课可以帮助您联系到其各协会。

市役所☎0773(42)3280 企划广报课

#### (3) 綾部义工综合中心

是綾部市内的社会公益活动的综合窗口。

进行公益活动的介绍和咨询等。作为义工进行登录的话，可以使用会议室，电脑以及印刷器材等。

详细请咨询。咨询电话☎0773(40)1388 传真:0773(40)1389

(4) 財団法人 京都府国際センター

外国人のための生活相談窓口

英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語のできる相談員がいます。日常生活が快適に過ごせるように、さまざまな情報の提供や専門家の紹介、通訳・翻訳対応を行っています。

電話、来訪、手紙、FAXなどで受け付けていますので、お気軽にご利用ください。

※開設日

- ・月曜日／英語
- ・水曜日／スペイン語 相談専用電話 ☎075(342)0088
- ・木曜日／ポルトガル語 FAX075(342)5050
- ・金曜日／中国語 (秘密は守られます。無料)
- ・土曜日／韓国語 相談時間 午後1時～午後5時

(5) 京都府綾部総合庁舎

〒623-0012 綾部市川糸町丁畠 10-2

☎0773(42)0480

京都府政に関する案内や相談を行っています。

財団法人京都府国際センターの案内パンフレットも配架しています。

(6) 入国管理局「外国人在留総合インフォメーションセンター」

神戸 ☎078(326)5141 大阪 ☎06(4703)2150

入国手続や在留手続等に関するお問い合わせに、日本語だけでなく外国語（英語、韓国語、中国語、スペイン語等）でも対応しています。

(4) 財団法人 京都府国際中心

外国人専用の生活相談窓口

有精通英語、中文、韩语、西班牙语、葡萄牙语的咨询人员。为了能够使日常生活过的舒适，我们会为您提供各种各样的信息、专家介绍、口译、笔译服务。

受理来电、来访、书信、传真等，请随意利用。

※开办日

- ・星期一 / 英语
- ・星期三 / 西班牙语 咨询专用电话：075(342)0088
- ・星期四 / 葡萄牙语 传真：075(342)5050
- ・星期五 / 中文 (保守秘密。免费)
- ・星期六 / 韩语 咨询时间 下午1点～5点

(5) 京都府政府 綾部综合庁舎

〒623-0012 綾部市川糸町丁畠 10-2

☎0773(42)0480

进行关于京都府政的简介和咨询。庁舎内并放置有財団法人京都府国際中心の简介。

(6) 入国管理局“外国人在留综合信息中心”

神戸 ☎078(326)5141 大阪 ☎06(4703)2150

关于入境以及在留手続等の咨询除提供日语服务以外还提供其他语言的服务（英语、韩语、中文以及西班牙语等）。



## 14 便利な情報

### (1) 国際電話のかけ方

#### ◆ 日本→外国

電話会社番号－国番号－地域番号－個人番号

( ×××010－ ××－ 0×××－ ×××× )

↑

↑ 地域番号の最初の0は不要

電話会社によって異なります

### (2) 郵便 (2010年1月1日現在の料金)

#### ◆ 日本国内〔定形〕(定形外は別料金)

はがき		50円
封書	25gまで	80円
	50gまで	90円

#### ◆ 外国への航空便

[定形：(長辺) 14～23.5cm×(短辺) 9～12cm×(厚さ) 1cmまで]

	アジア	オセアニア、中近東、 ヨーロッパ、北・中米	アフリカ 南米
はがき	70円	70円	70円
(封書)25gまで	90円	110円	130円
(封書)50gまで	160円	190円	230円

\* 定形外は別料金

※速達・書留・小包など、詳しいことは綾部郵便局 ☎0773(42)0200  
へ。

※小包などは宅配業者でも送れます。

## 14 方便的信息

### (1) 国际电话的打法

#### ◆ 日本→外国

电话公司号码－国家编号－区号－个人号码

( ×××010－ ××－ 0×××－ ×××× )

↑

↑ 区号开头的“0”不要

根据电话公司有所不同

### (2) 邮政 (2010年1月1日现行资费)

#### ◆ 日本国内〔定形〕(定形以外的资费不同)

明信片		50日元
封口书信	25g以内	80日元
	50g以内	90日元

#### ◆ 寄往国外的航空邮件

[定形：(长) 14～23.5cm×(宽) 9～12cm×(厚) 1cm以内]

	亚洲	大洋洲、中东和近东、 欧洲、北·中美(州)	非洲、 南美(州)
明信片	70日元	70日元	70日元
(封口书信) 25g以内	90日元	110日元	130日元
(封口书信) 50g以内	160日元	190日元	230日元

\* 定形以外的其他资费

※快件、挂号信、包裹等详情请查询綾部邮政局 ☎0773(42)0200

※小型包裹类等也可以通过快递公司邮寄。

### (3) 町内会・自治会

日本では一般に「町内会」や「自治会」と呼ばれる住民組織があります。町内会・自治会では回覧板（役所や保健所などからのお知らせで、読み終えれば速やかに隣の家に回す物）を回したり、防犯活動や防災訓練、お祭りなど住民同士の交流活動をしています。活動は住民の会費で運営されていて、外国籍の人も住民であれば加入できます。近所の人に聞いてみてください。

### (4) 印鑑（はんこ）

日本ではサインの代わりになるものとして、印鑑を使います。印鑑には日ごろ使う「認印」と重要な書類に用いる「実印」があります。どちらも「はんこ屋さん」などで買うことができます。印鑑の登録が必要な場合は市役所 ☎0773(42)3280 市民・国保課へ。

### (5) 犬の登録

生後91日以上の犬を飼う場合、市役所に登録する義務があります。登録すると、犬の鑑札（認識票）が交付されます。また、1年に1回、4～6月の間に狂犬病の予防注射をしなければなりません。犬や猫が死んだ場合は、市クリーンセンターで火葬してもらうことができます（有料）。詳しくは、市役所保健推進課 ☎0773(42)0111へ。

### (6) 冠婚葬祭

日本には「冠婚葬祭」という慶弔（けいちょう＝喜びと弔い）の儀式があります。「冠」は、出産祝い・成人式など、人生の節目の祝いごと。「婚」は、結婚や結婚式のこと。「葬」は、葬式や法要のこと。「祭」は、お正月やお盆、七夕、七五三などの年中行事のことです。このなかでマナーやしきたりが多いのが、「婚」と「葬」です。あらかじめ日本人にこれらのマナーについて簡単に教えてもらっておけば安心です。

### (3) 町内会与自治会

在日本有通常被称为“町内会”或“自治会”的居民组织。在町内会、自治会进行传阅板的阅览（役所（政府）或保健所等所发布通知的联络板，看完后该及时向邻居传递的），进行防犯罪活动、防灾训练、祭典等居民之间的交流活动。开展活动的经费来源于居民所缴纳的会费，只要是住在那里居民，即便是外国人只要是当地的住民都可以加入。详情请向邻居打听了解。

### (4) 印章

在日本通常使用印章代替签字。印章有平时经常使用的“认印”（便章）和重要资料时所用的“实印”（正式印章）两种。两种印章均可在“印章店”购买到。如要进行印章登录时请到市役所 ☎0773(42)3280 市民・国保课。

### (5) 狗的登记

饲养出生后91天以上的狗时，有义务在市役所进行登记。登记后，可领取到狗的饲养许可牌（认识票）。此外，狗的所有者每年从4月到6月之间必须要给狗打一次狂犬病疫苗。狗或猫死亡时，可在环保清洁中心进行火葬（收费的）。详情请向市役所保健推进课 ☎0773(42)0111 咨询。

### (6) 红白事

在日本有称为“冠婚葬祭”的红白事仪式。“冠”是指祝贺分娩以及成人节等人生中的重要里程碑的事。“婚”是指结婚或结婚仪式。“葬”是指出葬或做法事。“祭”是指每年在正月、盂兰盆会、七夕、祝愿孩子健康成长的七五三等节日时举行的庆祝活动。在这些当中，“婚”和“葬”有很多礼仪与礼节。如事先向日本人请教一些简单的礼仪的话，将会比较安心。

(7) テレホンガイドなど 咨询电话等

市役所	市役所・市政府	0773(42)3280
綾部警察署	綾部警察局	0773(43)0110
J R 綾部駅	J R 綾部站	0773(42)0401
市立病院	市立医院	0773(43)0123
綾部郵便局	綾部邮政局	0773(42)0200
図書館	图书馆	0773(42)6980
市民ホール	市民会馆	0773(42)0486
あやべ観光案内所	綾部観光案内所	0773(42)9550
保健福祉センター	保健福祉中心	0773(42)0111
京都協立病院	京都协立医院	0773(42)0440
綾部Renaiss病院	綾部 Renaiss 医院	0773(42)8601
あやべボランティア 総合センター	綾部义工综合中心	0773(40)1388
ハローワーク綾部 (職業安定所)	HelloWork 綾部 (职业介绍所)	0773(42)8609
教育委員会	教育委员会	0773(42)3280
クリーンセンター	环保清洁中心 (Clean Center)	0773(42)1489

※多言語生活情報

<http://www.clair.or.jp/tagengorev/ja/index.html>

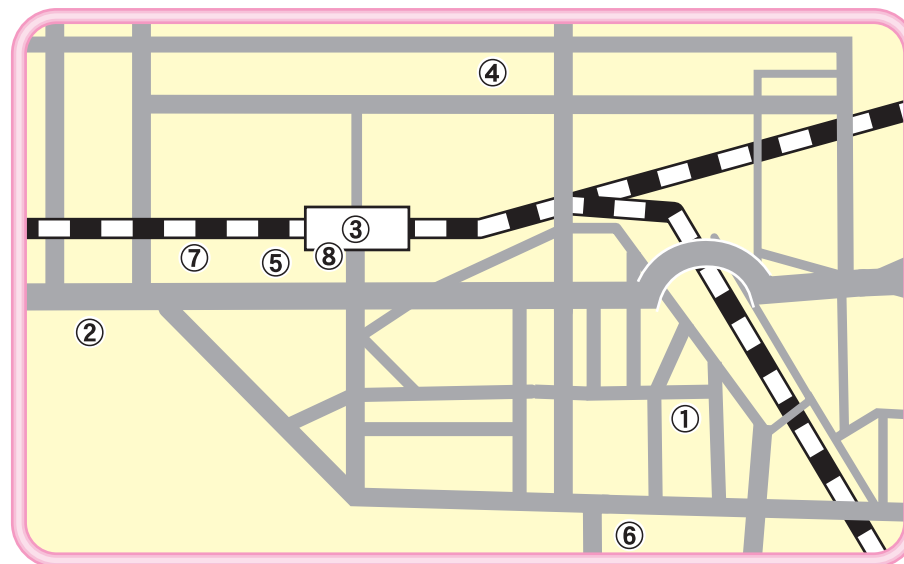
外国人が日本で生活するために必要な生活情報が多言語で記載されています。

※多语言生活信息

<http://www.clair.or.jp/tagengorev/ja/index.html>

此网站以多国语言提供外国人士在日本生活所需的生活信息。

(8) 綾部市街地案内図 綾部市区指南



①	市役所	市役所・市政府
②	綾部警察署	綾部警察局
③	J R 綾部駅	J R 綾部站
④	市立病院	市立医院
⑤	綾部郵便局	綾部邮政局
⑥	図書館	图书馆
⑦	市民ホール	市民会馆
⑧	あやべ観光案内所	綾部観光案内所

 **MEMO**

Handwriting practice area with 20 horizontal dotted lines.

 **MEMO**

Handwriting practice area with 20 horizontal dotted lines.



宝くじは  
豊かさ築く  
チカラ持ち。

宝くじは、広く社会に役立てられています。

外国人のための  
綾部生活ガイドブック  
中国語

为了外国人  
綾部生活指南  
中文

2010年1月発行  
2010年1月发行

企画・編集・発行/綾部国際交流協会  
(設立10周年記念事業)  
策划・编辑・发行/綾部国际交流协会  
(设立10周年纪念事业)